

福岡市土木工事における週休2日工事実施要領

1. 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施する。

2. 定義

- (1) 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の休日を定め、確保することをいう。ただし、やむを得ず休日に作業を行う場合には、夏期休暇、及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。
- (2) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日まで（契約工期全体）をいう。なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 休日とは、現場を「完全閉所」することをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も休日を含むものとする。
- (4) 「完全閉所」とは、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務的作業など、現場での一切の作業を行わないことをいう。ただし、以下の作業は、現場作業に該当しない作業とする。
 - 1) 災害時の緊急時に発注者が要請した作業
 - 2) 現場見学会等
 - 3) 休日の工事現場巡視（パトロール）、保守点検（現場内で行う重機のメンテナンスや補修）等の作業
 - 4) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
 - 5) その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

3. 対象工事

- (1) 対象工事は、福岡市が発注する「全ての土木工事」とする。

ただし、以下の工事は除く。

 - 1) 緊急を要する工事（災害復旧工事、単価契約など）

4. 積算方法等

- (1) 休日取得形態及び補正係数については以下の通りとする。
 - 1) 取得形態
現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上

(2) 補正係数

	4週8休以上	4週8休以上 (港湾土木工事積算基準適用工事)
労務費	1.05	1.05
機械経費（賃料）	1.04	1.04
共通仮設費率	1.04	1.02
現場管理費率	1.06	1.03

(3) 補正方法

当初設計において、上記の補正係数を各経費に乗じたうえで設計書を作成するものとする。

(4) 市場単価を適用する工事の補正方法

市場単価を適用する工事は、工種ごとの補正係数（別表1）を乗じて積算する。
港湾土木請負工事積算基準書を適用した工事については、工種ごとの補正係数（別表2）を乗じて積算する。

5. 実施内容

(1) 工事発注時

- 1) 現場説明書及び特記仕様書に、当該工事が週休2日工事である旨を記載すること。
記載内容については、別紙1の「現場説明書及び特記仕様書記載例」を参照のこと。

(2) 工事契約後

- 1) 受注者は、週休2日の実施計画について「休日取得計画書」を作成し、施工計画書に添付のうえ監督員に提出すること。
なお、受注者より週休2日を実施しない旨の協議を受けた場合は、受発注者間で協議を行ったうえで協議書を取り交わすこと。協議の結果、実施しない場合は、「休日取得計画書」の提出は不要とする。
- 2) 週休2日工事である旨を工事看板に明記し、現場に掲示すること。

(3) 工事完了後

- 1) 受注者は、工事完了後、週休2日の取得状況が確認できる「実施報告書」を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 発注者は、受注者から提出された「実施報告書」の内容を確認し、「休日取得実施報告書」の実績の現場閉所率が「28.5%」以上になっていることを確認すること。
- 3) 監督員の指示により、作業日報等の提示を求められた際には提示すること。

(4) 工期の変更

- 1) 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めないこととする。
- 2) 設計変更により工期が変更となる場合には、変更後の工期に基づき「休日取得計画表」を作成し、速やかに監督員へ提出すること。

(5) 設計変更

- 1) 現場閉所率が「28.5%」に満たないもの及び、週休2日を実施しない旨の協議が整ったものについては、補正係数を除した減額変更を行うものとする。
なお、週休2日を実施しない旨の協議が整ったものについては、最終的に週休2日を実施した場合でも、補正係数を除した減額変更を行うものとする。
- 2) 「実施報告書」の最終変更協議日以降の実施欄については、休日取得見込みを記入する。
(協議日以降、見込み通りに休日取得ができず、設計変更した休日取得形態が結果的に達成できなかった場合は、再度設計変更となる場合があるため注意すること。)

(6) 監督員の対応

- 1) 監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等において、

休日中の作業が発生するような指示は行わない。

6. 工事成績評価の取扱い

「実施報告書」により、週休2日の実施が確認できた場合は、工事成績評価で評価する。
なお、達成出来なかった場合の減点は行わない。

7. 週休2日実施証明書の発行

週休2日工事に取り組み、以下の基準を満たした工事について、「週休2日実施証明書」
(以下、証明書という)の発行について申請があった場合は、証明書を発行する。

(1) 証明書の発行基準

4週8休(現場閉所率が28.5%)以上を達成した場合。

(2) 発行方法

- 1) 受注者は、証明書の発行を希望する場合は、工事検査完了後、監督員に「週休2日実施証明書発行申請書」(以下、申請書という)を提出する。
- 2) 受注者より申請書が提出されたら、監督員は、申請書の内容を確認したうえで証明書発行の起案を行い、証明書に公印を押印したうえで、受注者へ送付する。
- 3) 発行書及び証明書の様式は別紙2、3のとおり。

附則

策定・平成31年3月18日	適用・平成31年4月1日
改訂・令和元年9月1日	※水道工事を対象
改訂・令和2年3月27日	適用・令和2年4月1日
改訂・令和3年3月30日	適用・令和3年4月1日
改訂・令和3年9月30日	適用・令和3年10月1日
改訂・令和4年7月20日	適用・令和4年8月1日
改訂・令和5年3月31日	適用・令和5年4月1日
改訂・令和6年3月27日	適用・令和6年4月1日

(別表1)

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名 称	区 分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止策)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

(別表2)

週休2日制工事における港湾土木請負工事市場単価積算の補正係数の設定

名 称	補正係数
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設、ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工、水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05